

庄内広域行政組合 条件付き一般競争入札 説明書

庄内広域行政組合

入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札参加資格

- (1) 庄内広域行政組合契約に関する規則第2条で準用する酒田市契約規則第26条に定める入札参加資格を有することとは、山形県の指名参加登録の資格を有するものをいう。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこととは、法的な禁止措置を受けていないものをいう。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこととは、入札の日までの期間において指名停止措置を受けていないものをいう。
- (4) 支社、支店、営業所を有するものとあるときは、建設業法に規定し義務付けられている技術者を常勤しその職務に従事しているものをいう。
- (5) 経営規模等評価結果通知書（写し）は、1年7月以内のものであり、かつ直近のものとする。
総合評点は、当該工事（土木、建築、管、電気等の工事）の点数であること。
- (6) 特定建設業許可を有するものとあるときは、経営規模等評価結果通知書の当該工事において許可を受けているものをいう。
- (7) 資格を有する主任技術者又は監理技術者については、建設業法における工事管理に必要な技術資格を有するものをいう。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。

イ. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a)親会社と子会社の関係にある場合

(b)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ロ. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

- (c)一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ハ. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記イ又はロと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2. 入札手続等

- (1) 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (2) 申請書及び確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参することにより行なうものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

3. 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準日として行なうものとし、その結果は提出期限日の翌日（土日休日を除く）までに通知する。

4. 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面によりその理由の詳細説明を求めることができる。
 - イ. 提出期限 通知日から2日以内（土日休日を除く）、最終日の午後4時まで
 - ロ. 提出場所 公設庄内青果物地方卸売市場管理事務所 電話 0235-66-4141
 - ハ. 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 説明要求があった場合は、2日以内（土日休日を除く）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

5. 設計図書等の閲覧、貸出

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行なう。

- (1) 閲覧、貸出が可能な設計図書は、図面、仕様書、設計書とする。
- (2) 閲覧、貸出期間は、入札公告の日から入札日の前日までとする。

設計図書を借受する場合は、「設計図書等閲覧・借受申込書」を提出すること。
なお、貸出時間は、概ね3時間以内とする。

6. 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書に質問がある場合は、書面により提出すること。

- イ. 提出期限 入札参加資格申請期限日の正午までとする。
 - ロ. 提出場所 公設庄内青果物地方卸売市場管理事務所 電話 0235-66-4141
 - ハ. 提出方法 書面は電送により提出するものとする。
- (2) 質問があった場合は、提出期限日から2日以内(土日休日を除く)に書面により回答し、閲覧に供するものとする。

7. 入札

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
- (2) 入札金額は、税抜き金額とする。
- 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。
- (3) 次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
- イ. 入札公告に示した競争入札参加の資格のない者(入札参加資格があることを確認された者で、開札時に入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。)のした入札
 - ロ. 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした入札
 - ハ. 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ニ. 記名押印をしていない入札
 - ホ. 金額を訂正した入札
 - ヘ. 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - ト. 明らかに連合によると認められる入札
 - チ. 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
 - リ. 積算内訳書の提出のない入札
- (4) 前金払・中間前金払については、酒田市建設工事請負契約約款第36条により支払う。

8. 落札者の決定方法

- (1) 低入札価格調査制度を採用しており、調査基準価格を下回った場合には、調査を行なったうえで落札するか否かを決定する。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2名以上いる場合には、直ちに当該入札者によってくじ引きし落札者を決定する。

9. 提出書類

(1) 「条件付き一般競争入札 入札参加資格確認申請書」

(2) 経営規模等評価結果通知書（写し）

(3) その他

「実績書」については、契約書、工事内訳書の一部、CORINS等による登録実績の写し、写真等。

「主任技術者」については、当該工事に関する「技術検定合格証明書」等、必要条件として記載されている資格と同等以上の資格を確認できるもの。

「監理技術者」については「監理技術者資格者証」の写し。

「浄化槽工事業の知事登録」については「特例浄化槽工事業者」の写し。

その他、当該工事の入札における参加資格条件を確認するために必要な書類（「入札公告」及び「入札参加資格確認申請書の添付書類について」の記載事項）とする。